



ケースで学ぶ FPのための 実践コンプライアンス

株式会社FPスピリット 代表取締役
CFP®認定者 行政書士 鈴木克昌

第1回▶海外ファンドの仲介

CASE

オフショアファンドに顧客を紹介して手数料をもらうのは違法か?!

FP オフショアファンドを扱っているという会社から、提携の誘いがあつたんですよ。顧客を紹介すると手数料が貰えるそうなんです。これって違法でしょうかね?!

鈴木 海外の商品に限らず、国内で有価証券の取得勧誘を行うためには、有価証券の種類によって第一種金融商品取引業か第二種金融商品取引業、または金融商品仲介業の登録が必要です。

登録を受けずに勧誘行為を行えば、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれらの併科という罰則がありますよ。

FP 提携先は、海外に本拠のある会社のようなのですが、そもそも日本人が海外の金融商品に投資することはできないのですか?!

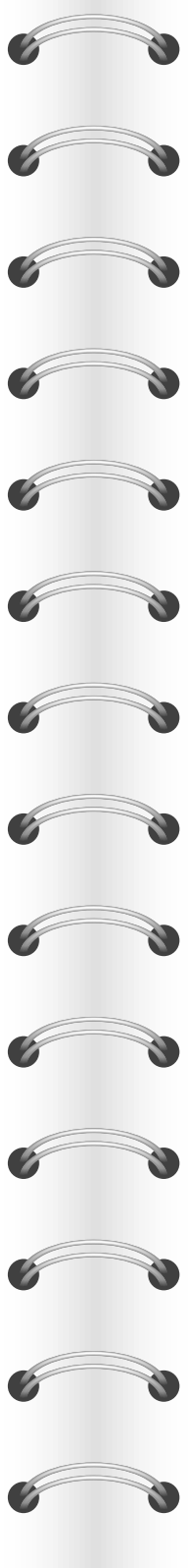
解説

鈴木 いいえ。海外への直接投資は禁止されていません。しかし、海外所在業者であっても、日本の居住者を対象に有価証券の取得勧誘を行う場合は、日本の金融商品取引法に基づく登録が必要です。

FP それでは、顧客を紹介するだけなら、勧誘には当たらないのではないのでしょうか?!

鈴木 紹介先の業者から紹介料を受領していると、取引の仲介に当たり、その業者の勧誘行為の一部を担っているともみなされる可能性が高いでしょう。

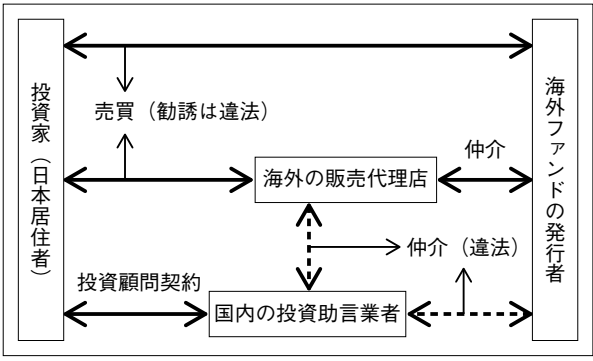
解説 FPが無登録業者に顧客を紹介することは、勧誘にあたるなくても違法行為となる。



なる(保険業法第186条第1項、2項)。この点はたとえ現地で契約したとしても同様である。

オフショアファンド投資として最も普及しているのは、ファンドラップによりポートフォリオ運用を行う積立投資(年金プラン)である。これは、オフショア地域に拠点を置く保険会社(いわゆるオフショア生保)の保険商品であり、その多くは「違法な商品」に当た

図表 海外ファンド購入の流れ



るが、オフショア生保の中には、日本人向けに保険機能をカットした商品を提供している会社もある。先ごろ、テレビCMまで流していた投資助言業者A社への行政処分(6カ月間の業務停止)が大々的に報じられたが、同社の取り扱っている商品自体に違法性はない。A社に行政処分が下された日には、同時にA社のほか2社の投資助言業者に行政処分が下された。3社に共通する理由は「無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱い(すなわち勧誘)を行っている」というものである(A社については、他の法令違反もあつたため、処分内容が他社より重くなっている)。

過去にも、同じ理由で複数の投資助言業者や金融商品仲介業者が行政処分を受けている。勧誘行為とみなされるポイントは、ファンド会社や販売代理店から紹介料を受領していることであるが、中には、受領した紹介料を下請け・孫請けの業者に配分し、

いわゆるマルチ商法的な営業を行っている例もあつた。この元請け・孫請けの各階層に多数のFPが関与しており、顧客に詐欺的商品を購入させて損害賠償の訴訟を起こされたFP会社もある。

金融庁がHPで公開している無登録業者には厳重注意!

海外ファンドの購入に当たっては、商品選択やポートフォリオ設計のために、投資助言業者と助言契約を結ぶのが一般的になっている。投資助言業者がファンドマネージャー的な役割を担うわけで、海外業者の場合は、一任契約を締結することも多い。日本人向けに営業をしている海外業者の大多数は香港所在の業者(いわゆる香港IFA)である。

香港IFAには無許可の業者も多数存在するが、正規の業者は保険(PIBAO or CIB)と証券(SFC)のライセンスを持ち、自国においては投資助言とともに商品の販売(勧誘)を行うことができる。だが、日本国内では投資助言を行うことすらできない。しかし実際は、無登録のまま日本の居住者に対する勧誘行為を行っている業者も少なくない。顧客をそうした違法業者に紹介することは、たとえ勧誘に当たらずとも、その違法行為に加担することになる。

金融庁は、海外所在業者を含め、無登録の業者には行政処分を行うことができないため、当該業者に警告書を発するとともに、ホームページ上で業者名を公開している。国内所在の無登録業者であっても、今のところ刑事罰が科せられた事例はなく、下請け・孫請け業者までは捕捉できていない。しかし、昨今の金融庁の動きからみて、現在のような野放し状態が今後も続くとは限らないであろう。



鈴木 克昌
株式会社FPスピリット代表取締役
CFP®認定者、行政書士、宅地建物取引主任者、一種証券外務員・内部管理責任者、FP業務と各種法的手続きサポートのほか、事業者の法的リスク対策を手掛け、公的機関や企業のコンプライアンス研修講師も数多く務めている。日本福祉大学非常勤講師。

参照法令
保険業法第186条
(日本に支店等を設けない外国保険業者等)

日本に支店等を設けない外国保険業者は、日本に住居若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約(政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。)を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対して日本に住居若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。